

平成23年度 宇都宮市地域包括支援センター運営協議会 会議録

- 日 時 平成24年2月22日(水) 午後2時～午後3時10分
- 場 所 宇都宮市総合福祉センター 9A会議室
- 出席者 **【委員】**
田中会長, 鈴木副会長, 宇山委員, 高麗委員, 田村委員, 尾崎委員,
岩崎委員, 永井委員, 岡地委員, 古川委員, 三條委員
【事務局】
高齢福祉課長, 高齢福祉課介護保険担当主幹, 高齢福祉課長補佐
高齢福祉課相談支援グループ係長, 高齢福祉課職員2名
<欠席 小林委員>
- 公 開 傍聴者 1名

○ 会議経過

1 開 会

2 会長あいさつ

田中会長

会長の田中でございます。

議事に入ります前に、一言、「ごあいさつ」させていただきます。

本日は、お忙しい中、地域包括支援センター運営協議会に、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

さて、皆様もご承知のことと存じますが、地域包括支援センターは、平成18年度
の介護保険法の改正により、宇都宮市においては25か所に設置され、高齢者の相談
に応じるとともに、介護予防のための教室の開催などに取組んでいるところでありま
す。

また、昨年6月には、改正介護保険法が公布され、高齢者が地域で自立した生活
を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供され
る「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める旨が盛り込まれました。この
ような中、センターの役割は、ますます重要となっております。

本日の運営協議会は、平成24年度の運営に向けた協議の場として、委員の皆様
には、活発な議論をいただき、議事が円滑に進められますよう、ご協力をお願い申し上
げ、簡単ではありますが、あいさつとさせていただきます。

3 議 事

(1) 報告事項

① 地域包括支援センターの運営状況 【資料1】

<事務局資料説明>

意見なし

② 地域包括支援センター東宿郷の名称変更 【資料2】

<事務局資料説明>

意見なし

(2) 協議事項

地域包括支援センター運営事業の実施方針について 【資料3, 別紙】

<事務局資料説明>

<発言要旨>

尾崎委員

地域包括支援センターの運営事業の方針について、非常に細かくできているが、逆に、地域包括支援センターの運営事業を実施する事業者から見て、「はい。分かりました。この通りですね。」と引き受けられるのか非常に関心がある。

事業所から言うと、「いやいや。これは簡単じゃないぞ。」という意見が出そうな部分もある。当協議会は、実施要綱にもあるとおり、センターの公正、中立性の確保や円滑、適正な運営を図ることを目的としているので、実施方針を事業所に示した後の問題点なども、この協議会で知りたい。これまで運営協議会は年に1回しか開催されていないが、この運営協議会の役割も含めて、この実施方針が示されたことによる反応も知らないといけないのではないか。

事務局

地域包括支援センターの運営事業に係る業務は、これまでに委託契約書、仕様書で示している。今回の実施方針は、これまでの業務を行っているものを基本的に示しているものであり、事業所に新たな負荷がかかるというものではない。また、この実施方針案は、年度ごとに作成する予定であり、本協議会の委員の皆様やセンター長等の意見を頂きながら、毎年作成していきたい。

尾崎委員

この結果は、運営協議会の中で、また明らかにするということか。この運営協議会が役割を果たすために、この実施方針が、適切に問題なく遂行できるという

地域包括支援センターからの意見を知ることができるか。

事務局

本日、方向性が了承されれば、3月に予定しているセンター長会議の中で細部を検討し、その結果について、次回の協議会で報告する。

尾崎委員

来年度に報告があるということか。

事務局

そのように予定している。

尾崎委員

地域包括支援センターの事業所から、「非常に手厳しい」、「これは難しい」という意見も耳にしているのですんなり「はいはい」と引き受けられない事業所もあるようだ。この辺のところが気になるところである。

事務局

ご意見を頂いて、細部について詰めていく。

永井委員

今後の進め方について、「なお、作成にあたっては、第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画（案）と整合を図る。」と記載があるが、いつまでにこれを決めるものなのか。この（案）を取るのはどこの機関なのか。また、センター長、本協議会の委員との意見交換のほか、どこで意見交換をして、どこで正式に決定され、それがいつ決定されるのか。

事務局

3月に実施を予定しているセンター長会議の中で細部を詰め、平成24年度の当初に地域包括支援センターに示していきたい。

永井委員

第6次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第5期宇都宮市介護保険事業計画（案）は、3月頃に決定されるのか。

事務局

第6次宇都宮市保健福祉計画第5期宇都宮市介護保険計画は、現在策定中であり、これは3年間の計画期間の高齢者に関わる部分を定めるものであり、地域包括支援センターや包括的支援事業の部分も、この計画の中には盛り込まれている。その部分との整合性を図るという主旨である。この計画自体は3月末に公表していく。

永井委員

宇都宮市で案を決めて、案を取るのはどこの機関か。

事務局

介護保険法にもあるとおり、実施方針を示して宇都宮市が委託できるというこ

とであり、委託の契約時に宇都宮市が決定する。

また、地域包括支援センターが公平中立で、適正な運営ができるような方針として、このような方向性でよろしいかということ、本日協議するために議案としている。

岡地委員

尾崎委員の質問と重なるが、実際地域包括ケアシステムが動き出して、この実施方針を明示するということになると、先ほど事務局から「これまで行ってきた業務量とほぼ同じ」という回答があったが、具体的に地域包括ケアシステムにおいて、地域包括支援センターが、具体的にどのような役割が出てくるのかが分からない。また、「多分に業務量が増える」、「業務量は同じで今やっていることそのものが、地域包括ケアの一翼を担っている」など具体的に分からないため、運営が大丈夫であるかどうか、委員の皆様が心配しているのではないか。これまで地域包括支援センターが行ってきた業務について、本当の意味で、どのような状況かということが検証されておらず、十分な情報がないため、新たに実施方針が示されたことが、どうなのかということが分からないのではないか。

尾崎委員

それも含めて運営協議会の役割であり、運営評価まで行うならば、1年に1度の報告会のような会議でよいのか。

岡地委員

まず、具体的にどのように変わるのかだけ教えてほしい。どういう役割が増えてくるのか、実施方針を明示することにより、「地域包括ケアシステムの中で、具体的に何をやってもらいたいのか」という点を知りたい。

田中会長

この実施方針案は、地域包括支援センターの努力目標として示したと理解しているが、今の岡地委員の意見は、「この案と今までの地域包括支援センターの指導方針との変更点分からないので、そこを示して欲しい」ということでよろしいか。

岡地委員

はい。実施方針は、非常に概括的な文章表現であるため、裁量が広い。しかし、実際には決められた職員が行える力量はある程度決まっている。その中で、新たなシステムが入ってきたことで、「その業務量はどの程度増えるのか」、「今までやってきた延長線上で、少し拡充するだけである」など、現時点で具体的に分かることがあれば、知りたい。また、運営協議会なので、そういったことが分からないと、「地域包括支援センターがうまくいかないでは」と心配している。

高麗委員

私は、地域包括支援センターで勤務しており、この実施方針案は、特にこれまでと同じような業務内容であると思う。しかし、これを行うことで域包括ケアが実

現するかという点は、非常に難しいのではないか。やはり、実際の業務を通じて関係機関との連携は非常に大事である。例えば、今年度、対応している虐待のケースで、市の担当者と共に虐待対応の会議を開催した。その時に私自身が個人で抱えていた責任、負担やセンター内で抱えていた負担、責任が、市と共に対応したことにより、「分散できた」、「非常に楽になった」思いがある。このような連携がスムーズになると、非常に仕事がやりやすくなるため、今後も、協力していきたい。また、高齢福祉課だけではなく、生活福祉課、障がい福祉課などの部局内の連携も非常に大切であり、その連携も密にできれば、地域包括支援センターの活動が進められていくと考える。

事務局

先ほど、「これまでの委託契約の指針等とあまり変わらないものを今回盛り込んだ」と説明したが、国も「2025年の地域包括ケアの実現に向け、平成27年から本格的に動き出すように」ということで、今後の3年間は、その準備期間、土台固めの時期であり、市としては、特に地域との連携をこれまで以上に進めるためには、どのように進めればよいか、実施方針に示した。また、認知度も向上しなければ、「本当に高齢者が頼りにできる地域包括支援センターにはならないだろう」ということで示した。具体的には、これまでの業務との違いはない。

岩崎委員

先ほどの、高麗委員の意見のとおり、地域との連携を、地域包括支援センターの職員が進めているが、庁内の連携を取ってほしい。その結果、現場がやりやすくなると思う。

田中会長

先ほどの岡地委員とほとんど同じ意見であるが、地域包括支援センターは資金的にも限られている。また、人的資源も5人くらいの職員に限られている。その中で、今回の実施方針案を示したことにより、地域包括支援センターの負担が増えるのであれば、気の毒である。その点は、事務局は、この案で大丈夫、これまでと大きく中身が変わらないということによろしいか。

事務局

平成27年度から本格的に開始するという国の考え方であり、この3年間の準備期間の中で、地域包括支援センターのあり方についても、どのように強化を進めるかも含め、検討していきたい。

三條委員

私は、介護者の会であるが、地域包括支援センターの認知度は確かに去年、一昨年のような状態ではなく、ある程度は知られてきたと感じている。

また、地域差は多分これからまた出てくるのではないか。市も今回随分力を入れてきたのではと思う。各地域包括支援センターの底上げをし、同じようなレベ

ルにしてほしい。私達は外側から見ていて、センターの職員が使命を感じてやっているのは分かるが、非常に忙しいという印象がある。先日も、地域での集まりの時に、センターの職員から「どのようなことをこれからやっていったらいいですか。」という問いかけがあった。今回の実施方針は、「これだけは絶対やってほしい」、「このようにしましょう」というレベルアップのために、宇都宮市が示したものであると思う。そのレベルを底辺まで、例えば、「ファシリテーターの勉強会を行う」などが示されれば、地域の方はすごく入りやすくなる。地域包括支援センターのレベルアップの部分はこの4つの外に入れてほしい。

事務局

地域差、レベル差については、市の考え方や連絡事項などを伝える担当者会議を毎月開催することにあわせて、職種別の会議、研修会、また、新任者研修など様々な機会を捉えて、地域包括支援センターのレベルアップに向けた取組を行っている。

田中会長

市は、努力しているということによろしいか。また、三條委員の住民としての率直な意見として、「地域によって、多少レベルの差があるのではないか」、「その下の方のセンターを引き上げる努力をさらに続けてほしい」という意見によろしいか。

三條委員

そのとおりである。

永井委員

この実施方針を示すと、地域包括支援センター側では、「これでは相当な重みを感じるかもしれない」、「また何か仕事が増えるのでは」という心配もあるとの意見があったが、私も地域会議に出席しており、センターの職員とも常に連携しており、非常にお世話になっている。会議の中でも、「地域差があり、高齢者人口の多い地区と少ない地区があるが、基本的には、概ね委託料が同じである。職員を増やそうと思ったら、結局は法人の負担になってしまう」、「担当地区の高齢者人口に応じて加算されるが、その程度じゃない」との声が聞こえる。

まず、市は一律という考えを取って欲しい。特に古い地域は、高齢者が非常に多い。この方針を示すのにあたり、センターの職員にうまく仕事をしてもらうためには、結局は人件費が関係してくるのではないか。資料1の3ページの決算状況の中で、人件費の占める割合が平均85%とあるが、これは何を意味するのか。結局基本は4人であり、あとはその法人の負担だということであり、なぜこのような差が出るのか疑問である。実施方針を出すにあたり、地域差によって人件費に関する配慮ができるのかどうかポイントになるのでは。やはり、高齢者人口に比例して、センターの職員数も比例することもあると思う。その部分の配慮が

あるのか、制度的に配慮されるのか伺う。

田中会長

なかなか厳しい質問である。担当する地区の高齢者人口が規定を超えて多い場合、1事業所に対して、年間140万円の人口規模加算があるが、これは、宇都宮市の規定か、それとも国の規定なのか。

事務局

委託料についての積算は、国の規定はない。宇都宮市が独自に委託料の積算を行っている。

田中会長

永井委員のご質問に対していかがか。

事務局

今年の1月に何箇所かの地域包括支援センターを訪問して、センター長から委託料、事務量、負担等について意見を頂いた。市が委託料を一方的に決めるのではなく、センター長の意見等も参考にしたい。今後もこのような取組の中で、委託料について、適正な人員配置や業務量等についてもセンター長と意見を出し合いながら行っていきたい。

田中会長

先ほどの永井委員の意見は、非常に大事な意見である。資料1の4ページによると、高齢者人口の差が大きい。これだけの差があつて、人口規模加算が年間140万円というのは、その加算が適切か否かという意見に結びつくのではないか。これは、少し時間がかかるかと思うが、検討していく価値がある質問である。

鈴木副会長

一律に140万円を加算しているのは、事務局は説明つかないのではないか。しかし、民生委員の立場からすると、地域包括支援センターには、我々民生委員は非常に助けられている。地域包括支援センターのスタッフはプロであり、ケースによっては、本当にスペシャリストとして業務にあたっている。

岡地委員

この積算もいろいろ工夫しながら、その実状によって、地域包括支援センターの運営が円滑に行くよう細かい積算になっているが、時代時代で高齢者の質も含めて変わってくる。人数が多い少ないだけでなく、高齢者の質の問題、介護度の高い人、あるいは困難事例のようなケース。それが、多いか少ないかなど、様々な個別の事案によって変わってくるため、是非、市も現場に入って地域包括支援センターの実状をよく検証してもらいたい。その検証がないと委託料などの議論の妥当性が判断できない。

地域包括支援センターを支えるのは地域である。地域の実状は、非常に今、個別支援に関わり過ぎているのではないか。難易度が高い人も多く、その対応に追

われているのが、地域包括支援センターである。本当の意味での「ネットワークづくり」は、この指針のとおりである。しかし、ここまで行くのは非常に大変であるため、行政が、「どのようにしたら、このネットワークがうまくできるか」ということを是非真剣に考えて欲しい。「どこにどういう形で支援をすればよいか」ということをやらないと、本当の意味で、「ここに住んでよかった」という地域づくり、住民自治ができない。宇都宮市社会福祉協議会も超高齢社会を控え、地域包括支援センターを含め、現在、地区社会福祉協議会と連携していこうと考えている。行政も地域の現状を踏まえた上で、真剣に「何が一番大切な支援なのか」を考えてほしい。

永井委員

地域会議の中でも様々な話しを聞くが、結局は地域包括支援センターの職員の個別支援の積み上げである個別支援でよくいったというものが、徐々に広がっていく。先ほどの副会長の意見のとおり、民生委員だけの支援では難しい場合のケースを本当によくフォローしている。その情報が伝わると思う。今、そのような情報が伝わってきており、非常に大事な時期である。現在、高齢化に向かっており少しでも人件費が上げられればよいのでは。

岩崎委員

権利擁護事業の推進のうち「成年後見制度の周知・理解促進」、「親族等の申立てが困難な場合には、市長申立につなげる」という一文が入っているが、全国的に見ても本県の市町村長の申立は非常に少ない現状である。是非、関係機関と連携を取り、予算等も関わってくると思うが、申立しやすい環境づくりを庁内で作って欲しい。

岡地委員

社会福祉協議会では、平成24年度から法人後見の確立に向けてのモデル事業を始める。恐らく、市長申立が、まず一番困難なケースであると思うが、市の事務局と連携し、まずは、法人後見から始め、徐々に広げていくような仕掛け作りを宇都宮市社会福祉協議会で考えている。

岩崎委員

市民後見人の育成ではないのか。

岡地委員

市民後見人の育成は、次のステップと考えている。まずは、宇都宮市社会福祉協議会自身が法人後見を行える資質や体質、職員のスキルアップなどの体制を作った後、市民後見人へ、また、それを踏まえて、後見センターのような窓口を考えている。

岩崎委員

社会福祉法人では、資格を持って相談業務の経験を積んできた方が、60歳、65

歳で定年になっている。そのような方を、市民後見人としていければ非常にスムーズなのではという意見が他の会議で出た。

岡地委員

現状は、宇都宮の家庭裁判所では、市民後見人の養成には、あまり前向きではないようだ。裁判所に持ち込まれる様々な事例が、市民後見だと、制度的には難しいという判断がある。もしこの先、社会福祉協議会が後見業務を拡大し、市民後見を行う場合に、例えば社会福祉協議会が監督人になることで担保できれば恐らく、家庭裁判所も市民後見制度についても、普及を認めていただけけるのではと思う。今のところ、難しいと状況である。

田中会長

意見が多く出て、事務局へも十分伝わったと思う。それでは、平成24年度の宇都宮市地域包括支援センター運営事業実施方針（案）については、「事務局から示された案を了承する」という結論でよろしいか。

委員一同

了承。

4 その他

5 閉会